

不良飼い主・野良猫への不良給餌者・生体販売業者等への意見書を配布します。 該当事項に○をつけて、不良飼い主等へ渡してご活用ください。

【本意見書作成の目的】

多くの方々は悪い人から逆恨みされることを恐れ、動物を守りたくても何もできずにいます。よって、これまで以上に、私が矢面（やおもて）に立ちます。当意見書を不良飼い主・不良給餌者・ペット店から購入予定の人・ペット店・ブリーダーへ渡すなどしてご活用ください。

【本意見書は活用フリー。但し、この意見書を利用される方は以下を遵守してください】

- 1、私は矢面（やおもて）に立ち、私財を投げうって活動しており、住所氏名を広く世間に知られているため、多くの危険が伴います。よって、皆様の苦労話・自慢話におつきあひする時間はありません。尚、すでに一億円位使い、実績のある方ならば自慢話をしても恥をかかないでしょう。
- 2、どれほど有名になろうとも、私は私人であり、私財をなげうってのボランティア活動です。ボランティアだからこそ相談内容と相談者を選ぶ権利があります。電話での相談は、低料金去勢避妊キャンペーンを利用したいというご相談のみ受け付けます。メールでの相談は受け付けておりません。
- 3、私へのライバル意識から私を蹴落とそうという意思が判明した場合は然るべき措置をとります。動物福祉活動は純然たる愛護精神からでなければいけません。

※野良猫でも、一旦エサをあげた猫へのエサあげをやめることは動物虐待となり動物愛護法違反

~~~~~

# 意見書

様

- 1、猫は生後5～6ヶ月で妊娠します。妊娠期間は63日のため、生後7～8ヶ月で4～5匹の仔猫を産みます。犬はそれよりも多く産みます。
- 2、飼い主が仔猫をあげてしまったため、仔猫と引き裂かれた母猫が、大声で鳴きながら仔猫を探し歩いて、交通事故死した事件があります。それでも産ませますか？
- 3、産ませた飼い主はいのちを持って余し、新しい飼い主を探します。もらわれていった先で、動物が粗末に扱われる可能性があります。虐待目的で手に入れて、虐殺の様子をYouTube等で生配信する変質者もいます。虐待犯へ動物を渡した元の飼い主も『動物虐待の共同正犯』になる可能性があります。
- 4、「産ませても、責任を持って全頭飼える」と言う方がいますが、今日は生活が安定していても、明日は失業するかも知れないと考えてみませんか。
- 5、「産ませても責任を持って全頭飼える」と言う方がいますが、金銭面で一生安泰であろうとも、飼い主が病気になることもあります。そうなったら、誰が動物の世話をするのでしょうか。

6、「産ませても責任を持って全頭飼える」と言う方がいます。多頭飼育をする余裕があるなら、保健所で処分を待ついのちに目を向けませんか？ 保健所から引き取る人が増えれば多くのいのちが救われます。「この子が産む仔猫を見てみたい」という視覚的欲求を満足させたいのですか？ 視覚的欲求を満足させた後、いのちを持って余して、家から追い出す目的で、新しい飼い主を探すのですか？  
仔猫と引き裂かれた母猫が大声で鳴きながら、仔猫を探し歩いて交通事故死した事件があります。

7、飼い主が不慮の事故・死亡等の事情から飼えなくなって、仲良く暮らしていた猫たちが、1匹ずつ引き離されて、別々の家にもらわれていき、寂しさから病気になった事例があります。多頭飼育ではなく2匹程度なら、飼い主が飼えなくなったとしても、2匹一緒にもらえる可能性もあります。動物を不幸にする飼い主は、「自分が健康だから大丈夫だ」と考えるだけで、不慮の事故を想定していません。

8、「産ませても増えない」と言う方がいますが、産まれた時点では明らかに増えています。増えないのはエサが足りなくて衰弱死しているか、ご近所に毒殺されているか、交通事故死しているかです。

**※野良猫でも、一旦エサをあげた猫へのエサあげをやめることは動物虐待となり動物愛護法違反**


9、産まれた仔猫たちがご近所に毒殺されたとしたら、去勢避妊手術を受けさせなかった給餌者にも責任の半分はあり、被害者扱いはされません。給餌者も動物虐待の共同正犯に問われる可能性があります。

**※野良猫でも、一旦エサをあげた猫へのエサあげをやめることは動物虐待となり動物愛護法違反**

10、仔猫たちが交通事故死する原因は、猫が増えるとエサの奪い合いになったり、母猫は仔猫が生後4ヶ月位になると、仔猫を自立させようとして追い払います。仔猫は路頭に迷い、道路を渡ろうとして交通事故にあいます。それでも産ませますか？

11、ペット店から買うことはペット店を温存することになります。ブリーダーは1匹売るために一度繁殖します。売れる見込みは1匹なのに、産ませるのは5～10匹です。売れ残った動物たちの末路を考えると胸が苦しくなり、生活に支障をきたす人も少なくありません。床に叩きつけて殺す、首をひねって殺すという内部告発もありました。よって、正しく飼える方は（去勢避妊必須）ペット店・ブリーダーから買うのではなく、保健所から引き取るのが福島でも一般的になりました。ペット店から買うのはお止めくださいませんか？

12、上の11で記した理由から生体販売業に対して反感を持つ人が少なくありません。転職を考えてみませんか。



産ませた飼い主はいのちを持ってあまし、一日も早く家から追い出す目的で、もらってくれる人を探してせいせいしています。かたや、譲り受ける側は、誰しものが初めは「一生、大切に大切に飼います」と言うのですが、最後まで飼えない人が後を絶ちません。

事実、保健所で震えながら処分を待ついのちは、一度は飼い主に飼われたいのちです。虐待目的で動物を譲り受けて動画で配信する変質者もいます。それでも、去勢避妊手術費を出すのがもったいなくて産ませますか？

ペット店・ブリーダーから購入することは生体販売業を支えることになります。1匹売るために一度繁殖しただけで多頭が産まれます。売れ残った動物たちの末路を考えれば、生体販売業に加担すべきではないという結論に至りませんか。

【文責】福島市矢剣町11-3星野節子  
024-563-7650tel fax  
<http://ameblo.jp/animal-police/>  
アメブロから『動物の繁殖は虐待』で検索を